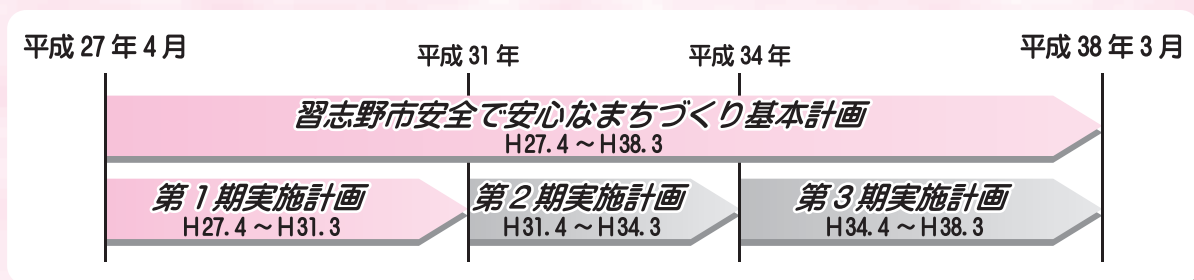
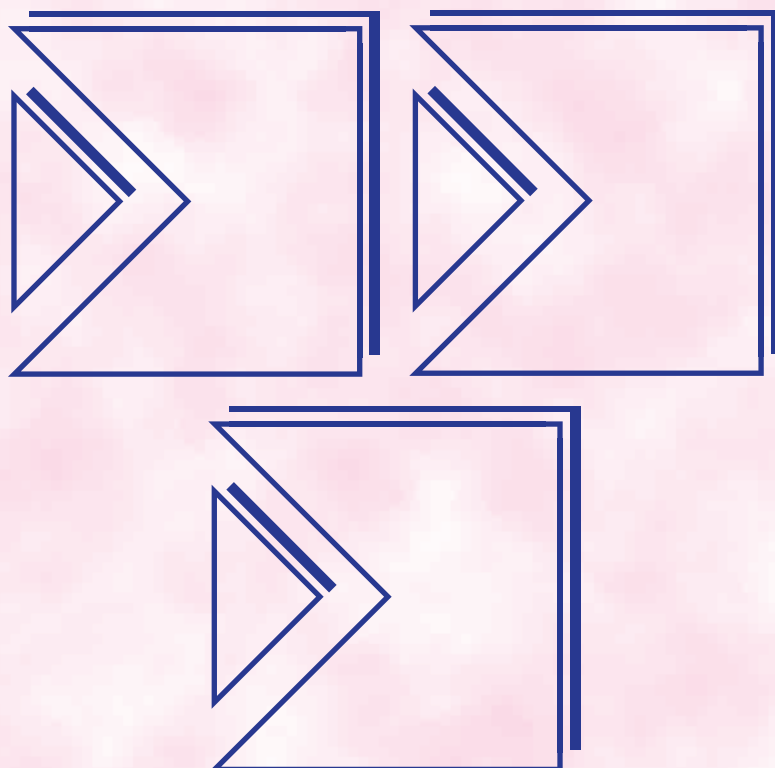


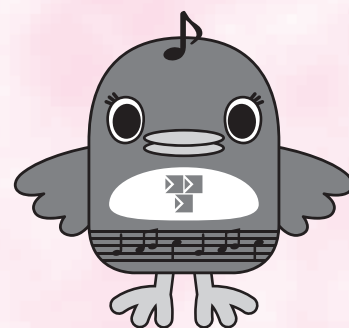
習志野市安全で安心なまちづくり

第1期実施計画

〔平成 27 年度～平成 30 年度〕



習 志 野 市



目 次

第 1 部 総 論

1. 実施計画策定の趣旨	・・・ P1
2. 実施計画の期間	・・・ P1
3. 実施計画策定の方針	・・・ P1
4. 実施計画を推進するにあたって	・・・ P1
5. 施策の体系	・・・ P2

第 2 部 実施計画の内容

1. 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携	・・・ P7
2. 市・市民・事業者の協働意識の醸成	・・・ P8
3. 自主・自立の精神の醸成	・・・ P9
4. 都市環境整備	・・・ P10

習志野市安全で安心なまちづくり第１期実施計画

〔平成 27 年度～平成 30 年度〕

第１部 総 論

１．実施計画策定の趣旨

市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的に策定された基本計画を受け止め、市・市民・事業者が実施する具体的な施策及び実施予定年度を明確にした前実施計画が平成 26 年度をもって満了する。

前計画に基づき防犯の各施策に取り組んだ結果、犯罪発生件数が大幅に減少するなどの一定の成果を得られていることから、前計画の施策を踏襲するものとする。

２．実施計画の期間

基本計画の最終目標年次である平成 37 年度までの期間とする。ただし全体を 3 期（第 1 期：平成 27 年度～平成 30 年度、第 2 期：平成 31 年度～平成 33 年度、第 3 期：平成 34 年度～平成 37 年度）に分け、その時期に適した計画に見直しを行うものとする。

３．実施計画策定の方針

計画の策定にあたっては、次の点に留意した。

- （１）習志野市安全で安心なまちづくり基本計画に掲げられた施策の体系に基づき、その施策の実現に十分配慮した計画とする。
- （２）これまでの成果・課題を継承し、既存の事業については前計画の実績及び行政評価・市民意識調査等の結果を踏まえつつ、目標基準・事業の緊急度・効果・効率を総合的に勘案した計画とする。
- （３）市・市民・事業者との自主的かつ協働に基づく施策が遂行できるよう計画立案にあたる。
- （４）可能な限り数値や具体的な目標を掲げ、達成率の把握及び執行管理が出来るよう配慮する。
- （５）原則的に施策として取り組む事業については、計画年度ごとに「●」＝実施・作成、「○」＝検討・調査・調整等、「→」＝継続、で予算の有無に関係なく表示する。

４．実施計画を推進するにあたって

本計画を推進するにあたっては、次の点に留意する。

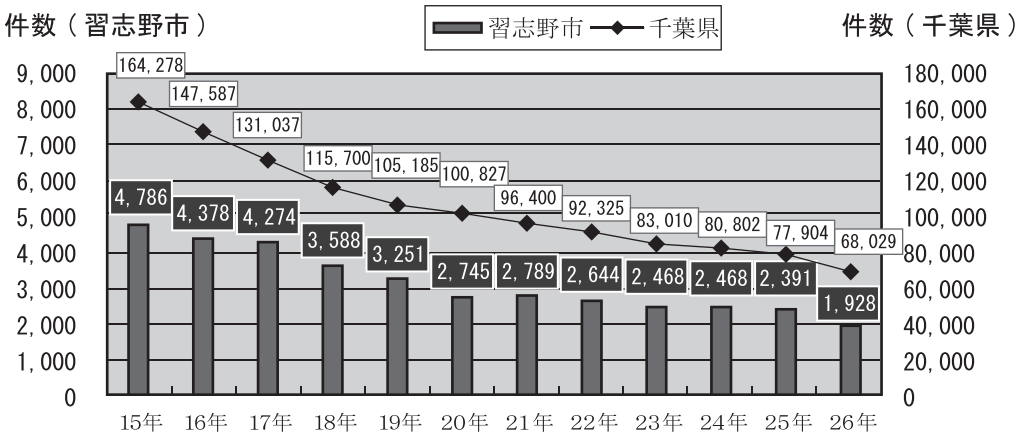
- （１）事業の実施状況について適切な進行管理を実施する。
- （２）県条例、本市長期計画及び実施計画等上位計画をはじめとする関連計画との連携・整合性を図ると共に、庁内各部局、関係機関との調整の基に事業を実施する。
- （３）今後とも本市を取り巻く社会情勢や犯罪状況等の的確な把握に努め、計画と現状との整合性を図る。

5. 施策の体系

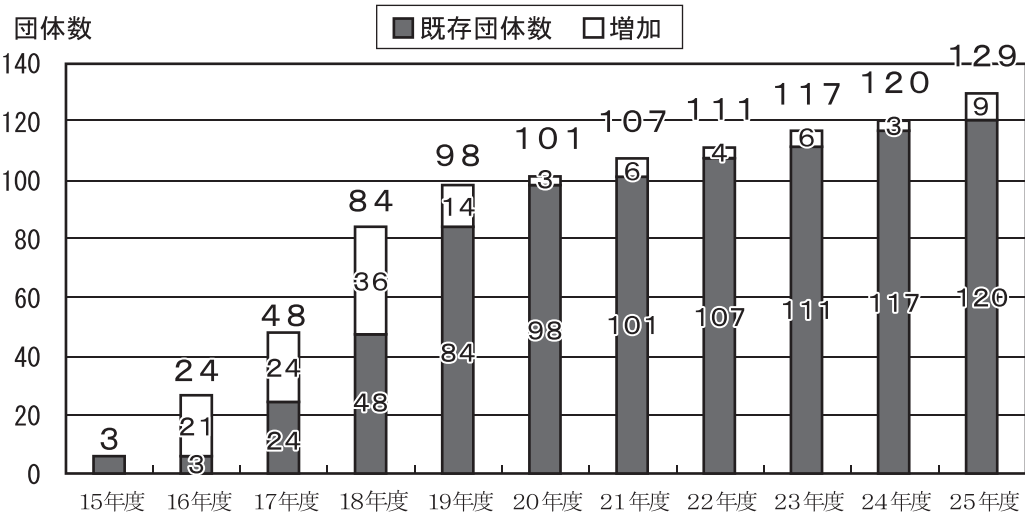
- ・ 目 標 安全で安心なまちづくり
- ・ 課 題
 - (1) 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携
 - (2) 市・市民・事業者の協働意識の醸成
 - (3) 自主・自立の精神の醸成
 - (4) 都市環境整備

参 考：

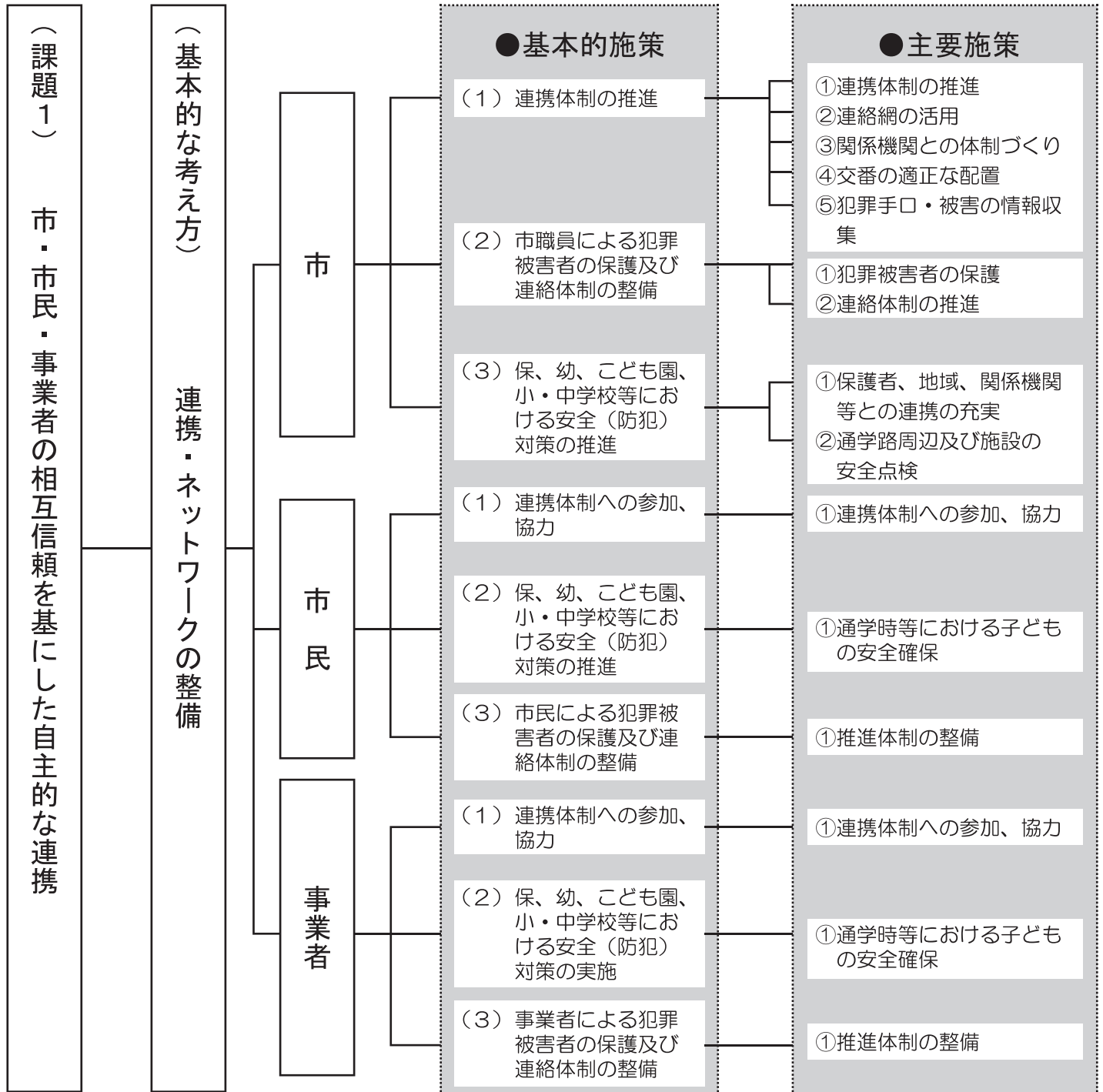
1. 犯罪発生総件数の推移（平成15年から平成26年）



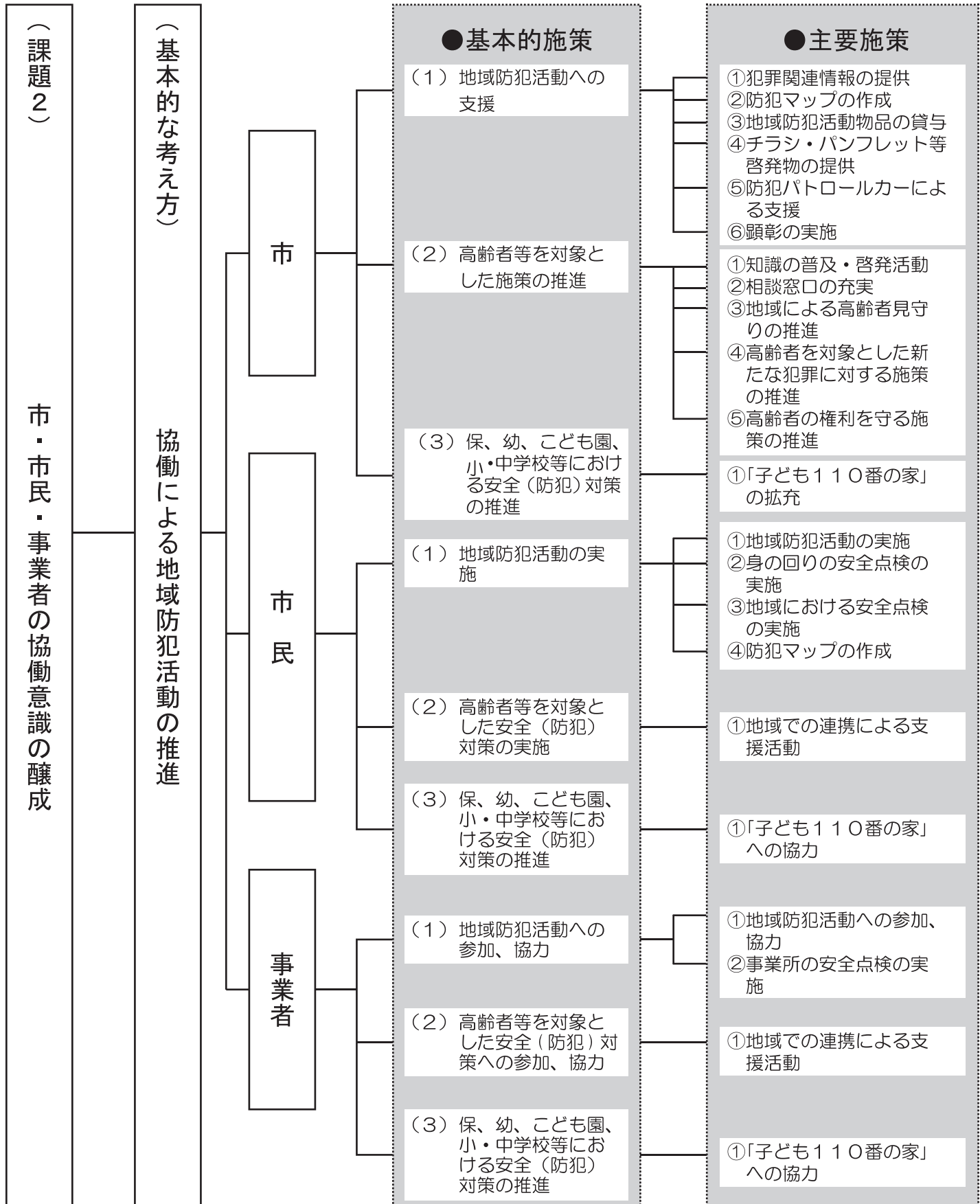
2. 地域住民防犯団体の推移（平成15年度から平成25年度）



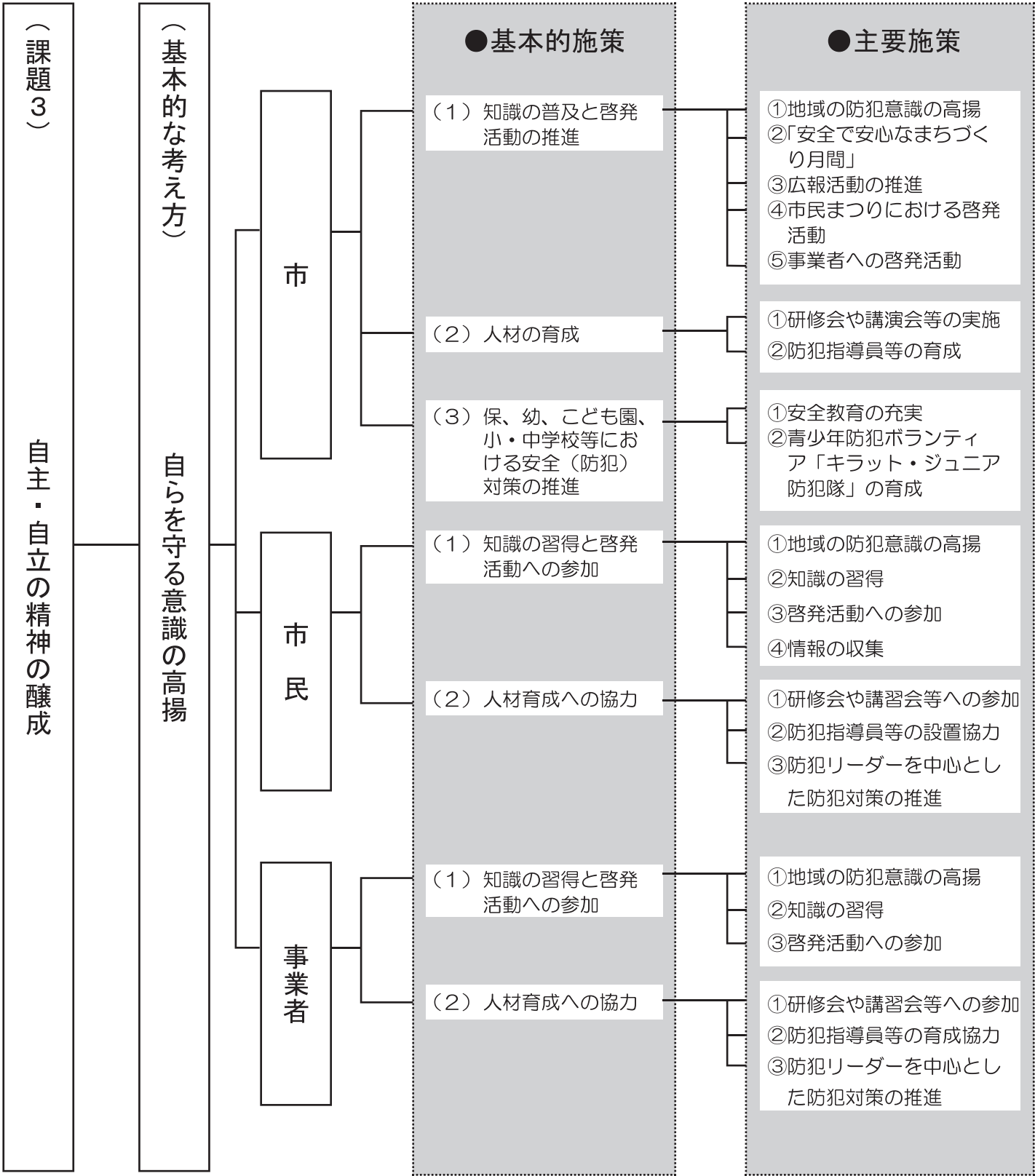
(1) 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携



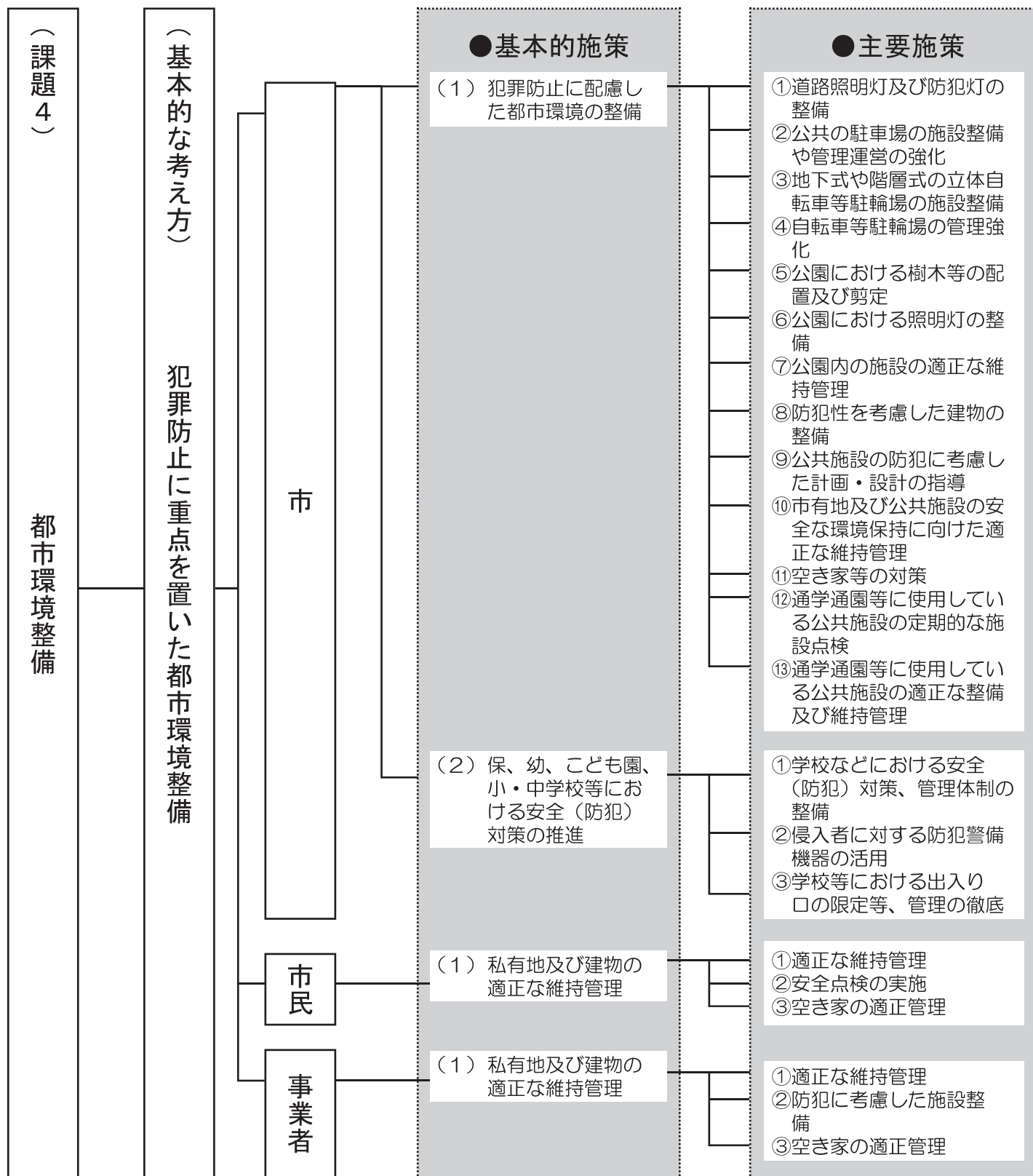
(2) 市・市民・事業者の協働意識の醸成



(3) 自主・自立の精神の醸成



(4) 都市環境整備



第2部 実施計画の内容

1. 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携

◎連携・ネットワークの整備：市・市民・事業者・警察等が連携を取り合い、情報の共有化が図れるような各コミュニティのネットワーク整備の推進

事業			事業概要	27	28	29	30	備考(数値目標等)
市	(1) 連携体制の推進	① 連携体制の推進 (危機管理課)	・施策を総合的に推進するための庁内連絡体制の充実。					庁内連絡協議会 年2・3回
		② 連絡網の活用 (危機管理課)	・市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するため連絡網の活用の充実及び拡充。					
		③ 関係機関との体制づくり (危機管理課)	・犯罪の多様化に応じた施策推進にあたっての関係機関との連携の充実。					
		④ 交番の適正な配置 (危機管理課)	・防犯対策に配慮した交番の適正な配置について調整等を行う。					移動交番で対応
		⑤ 犯罪手口・被害の情報収集 (市民経済部・危機管理課)	・様々な犯罪から市民を守るために、犯罪手口や被害情報を収集する窓口を設置し、広く周知を図ることにより、新たな犯罪被害防止を図る。	●				
	(2) 市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	① 犯罪被害者の保護 (危機管理課)	・犯罪等の現場に遭遇した場合に、被害者の保護に関しては心情を察した、適切な配慮や支援を行う。					犯罪被害者等相談窓口 H26設置
		② 連絡体制の推進 (パトロール実施者)	・犯罪等の現場に遭遇した場合、警察等への通報等の連絡体制の充実。					
	(3) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全（防犯）対策の推進	① 保護者、地域、関係機関等との連携の充実 (こども部、教育委員会)	・幼児・児童・生徒等の通学時の安全確保を図るため、積極的に情報発信すると共に連携の充実を図る。また、警察からの情報を伝達するための緊急連絡網を整備する。					
		② 通学路周辺及び施設の安全点検 (こども部、教育委員会)	・定期的に安全点検を実施し、該当する施設管理者等へ情報を伝え情報の共有化を図り改善に努める。					
市民	(1) 連携体制への参加、協力	① 連携体制への参加、協力	・連絡網等の活用や連携にあたって、意欲的に参加、協力して行く。					
	(2) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全（防犯）対策の実施	① 通学時等における子どもの安全確保	・子どもの安全対策として、声かけ、緊急時の避難及び保護、児童への助言、警察等への通報等を行う。					
	(3) 市民による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	① 連絡体制の整備	・犯罪等の現場に遭遇した場合、警察等への通報等の連絡体制の充実。					
事業者	(1) 連携体制への参加、協力	① 連携体制への参加、協力	・連絡網等の活用や連携にあたって、意欲的に参加、協力して行く。					
	(2) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全（防犯）対策の実施	① 通学時等における子どもの安全確保	・子どもの安全対策として、声かけ、緊急時の避難及び保護、児童への助言、警察等への通報等を行う。					
	(3) 事業者による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	① 連絡体制の整備	・犯罪等の現場に遭遇した場合、警察等への通報等の連絡体制の充実。					

- …… 実施、作成
- …… 検討、調査、調整
- …… 継続

2. 市・市民・事業者の協働意識の醸成

◎協働による地域防犯活動の推進：

地域における生活安全の拡充に向け、より大きな効果を上げるため各地域において市・市民・事業者・警察等が一体となり地域防犯活動に取り組む。

事業			事業概要	27	28	29	30	備考(数値目標等)
市	(1) 地域防犯活動への支援	①犯罪関連情報の提供 (危機管理課)	・犯罪発生状況、発生地区など、犯罪に関する情報提供の充実を図る。					・広報紙、ホームページ、緊急情報サービスならしの、市公式ツイッターなどのソーシャルメディア、出前講座等を活用
		②防犯マップの作成 (危機管理課)	・全市を対象とした防犯マップを警察の協力を得て作成し、地域へ提供する。					全戸配布又は回覧
		③地域防犯活動物品の貸与 (危機管理課)	・地域に根ざし、継続的な自主防犯活動への参加・拡充を図るため、腕章、ベスト等の貸与物品の充実を図る。					自主防犯団体 各年度5団体組織化
		④チラシ・パンフレット等啓発物の提供 (危機管理課)	・地域における犯罪の未然防止に向け、市民一人ひとりの防犯知識の向上と普及に努める。					回覧、市民まつり、駅等での提供
		⑤防犯パトロールカーによる支援 (危機管理課)	・地域で実施する自主的な防犯パトロールへ防犯パトロールカーで参加し、拡充の支援を行う。					自主防犯団体への参加 支援：年間40回程度
		⑥顕彰の実施 (危機管理課)	・防犯活動に顕著な者等へ顕彰を行い、意識の高揚を図る。					10月開催の市民大会にて実施
	(2) 高齢者等を対象とした施策の推進	①知識の普及・啓発活動 (危機管理課、保健福祉部)	・相談を受ける立場にある、民生児童委員、高齢者相談委員等に情報提供を行うと共に、高齢者対象の事業やあじさいクラブにおいて、高齢者に直接普及啓発を行う。					
		②相談窓口の充実 (保健福祉部、市民経済部 危機管理課)	・地域包括支援センターの総合相談や消費生活センターの消費生活相談など、高齢者を犯罪被害から守るための各種相談業務を強化する。					
		③地域による高齢者見守りの推進 (保健福祉部、危機管理課)	・認知症等、支援の必要な高齢者の早期発見と見守りの中で異変に早く気づき対処できる地域づくりを推進する。					
		④高齢者を対象者とした、新たな犯罪に対する施策の推進 (保健福祉部、危機管理課)	・振り込み詐欺など、特に高齢者が狙われやすい犯罪から守るための、各種防犯施策を推進する。					事業者との高齢者見守り協定の検討・実施
		⑤高齢者の権利を守る施策の推進 (保健福祉部)	・成年後見制度の利用、市民後見人の養成・認知症サポーターの養成をし、地域で見守る体制作りを推進する。					
	(3) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の推進	①「子ども110番の家」の拡充 (教育委員会)	・各小学校区単位に児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、協力者の拡大及び制度の充実を図る。					最終目標 1,200軒
市民	(1) 地域防犯活動の実施	①地域防犯活動の実施	・習得した防犯に関する知識を活用し、地域一体となって、防犯パトロール等に取り組む。					
		②身の回りの安全点検の実施	・自主、自立を基本に習得した防犯知識を活用し、防犯の視点を取り入れた住まいづくりなど、身の回りの安全点検を行う。					
		③地域における安全点検の実施	・地域の住民相互により、連携及び協力して、地域の安全点検に努める。					
		④防犯マップの作製支援	・各町会・自治会において地域実態把握をするための、防犯マップ作製に対し支援を行う。					防犯マップの作製方法等の指導他
	(2) 高齢者等を対象とした安全(防犯)対策の実施	①地域での連携による支援活動	・地域でパトロール等を行い、地域で連携して、高齢者等を支援する。					
	(3) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の実施	①「子ども110番の家」への協力	・市が拡充を図っている「子ども110番の家」へ積極的に協力する。					最終目標 1,200軒
事業者	(1) 地域防犯活動への参加、協力	①地域防犯活動への参加、協力	・防犯パトロールなど、地域防犯活動へ積極的に参加、協力する。					
		②事業所の安全点検の実施	・日頃から各事業所における、安全点検を行う。					
	(2) 高齢者等を対象とした安全(防犯)対策への参加、協力	①地域での連携による支援活動	・地域と連携し、介護支援専門員(ケアマネジャー)等による、防犯に関する指導を行う。 ・地域防犯活動へ積極的に参加、協力する。					
		①「子ども110番の家」への協力	・市が拡充を図っている「子ども110番の家」へ積極的に協力する。					最終目標 1,200軒

3. 自主・自立の精神の醸成

◎自らを守る意識の高揚：

市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」という、まちづくりの原点に立って、住民自らが防犯意識を保持する。また、地域においてお互いを助け合える関係が醸成できるコミュニティの構築を図る。

事業		事業概要	27	28	29	30	備考(数値目標等)
市	(1) 知識の普及と啓発活動の推進	①地域の防犯意識の高揚 (危機管理課)	・防犯協会等と連携し、犯罪情報を市民へ周知する等、広報活動の強化やパトロール等の充実を図り、防犯意識の高揚に努める。				
		②「安全で安心なまちづくり月間」 (危機管理課)	・防犯施策が効果的に展開できるよう、強化月間に実施する各種行事の充実を図る。				毎年10月
		③広報活動の推進 (企画政策部)	・広報紙、ホームページ、緊急情報サービスならしの、市公式ツイッターなどのソーシャルメディア、出前講座等を活用し、防犯対策・行事、防犯情報等を市民に提供することで、防犯知識の普及を推進する。				緊急情報サービスならしの登録数 登録目標 30,000件
		④市民まつりにおける啓発活動 (危機管理課)	・市民まつりに防犯コーナーを設け、チラシや防犯グッズ等を配布し、防犯意識の高揚を図る。				
		⑤事業者への啓発活動 (市民経済部、危機管理課)	・従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備等について協力依頼や支援施策を行う。				
	(2) 人材の育成	①研修会や講演会等の実施 (危機管理課)	・人材を育成するための研修会や講習会等を計画的に実施する。				研修会 年2回 市民大会 年1回
		②防犯指導員等の育成 (危機管理課)	・防犯指導員等の育成を図ると共に連絡網を充実し、活用を図る。				全町会・自治会に配置 (248 町会)
	(3) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の推進	①安全教育の充実 (こども部、教育委員会)	・幼児、児童、生徒等が防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法等についての安全教育の充実を図る。				避難訓練 年2回 不審者対応訓練 年1回
		②青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成 (危機管理課、教育委員会)	・全小、中学校の児童・生徒が参加し、防犯活動を展開する「キラット・ジュニア防犯隊」の拡充を図る。				市内市立 小・中全校参加
	市民	(1) 知識の習得と啓発活動への参加	①地域の防犯意識の高揚	・得られた犯罪情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚を図る。			
②知識の習得			・市、警察、各団体等が、開催する研修会や市民大会等へ積極的に参加し、地域防犯活動や身の回りの安全点検に活用する。				
③啓発活動への参加			・「安全で安心なまちづくり月間」など市や関係機関が実施するキャンペーン、研修会等へ積極的に参加、協力する。				
④情報の収集			・広報紙、ホームページ、緊急情報サービスならしの、市公式ツイッターなどのソーシャルメディア、出前講座等を活用した情報収集を行う。				ホームページ 月2回更新 緊急情報サービスならしの 毎週火曜配信
(2) 人材育成への協力		①研修会や市民大会等への参加	・市や警察等により開催される研修会や市民大会等へ積極的に参加する。				
		②防犯指導員等の設置協力	・地域防犯活動の中心となる防犯指導員等の設置の推薦依頼があった場合は、積極的に協力する。				全町会・自治会に配置 (248 町会)
		③防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進	・地域の防犯リーダーと協力し、自主防犯活動の積極的な展開と活動の継続、充実を図る。				
事業者	(1) 知識の習得と啓発活動への参加	①地域の防犯意識の高揚	・市、警察から発信される犯罪情報等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯意識の高揚を図る。				
		②知識の習得	・市、警察等から得られる地域における犯罪発生状況や発生地区などの犯罪情報や防犯に関する研修等を活用し、事業者並びに従業員等の防犯知識習得を図る。				
		③啓発活動への参加	・「安全で安心なまちづくり月間」など市や関係機関が実施するキャンペーン、研修会等へ積極的に参加、協力する。				
	(2) 人材育成への協力	①研修会や講演会等への参加	・市や警察等により開催される研修会や市民大会等へ積極的に参加する。				
		②防犯指導員等の育成協力	・防犯指導員、事業所における防犯リーダーといった地域防犯活動を支える人材育成への協力を行う。				
		③防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進	・地域や事業所における自主防犯活動の積極的な展開と活動の継続、充実を図る。				

4. 都市環境整備

◎犯罪防止に重点を置いた都市環境整備：

犯罪防止の取り組みは、道路、公園、駐車場といった、公共施設の犯罪が発生しにくいハード面の整備と共に、公共施設等への落書き、ごみの散乱屋外広告物の氾濫による都市環境美化の損失が、犯罪多発の要因といわれていることから環境浄化というソフト面（＝維持管理）が含まれた都市環境づくりを推進する。

事業			事業概要	27	28	29	30	備考(数値目標等)
市	(1) 犯罪防止に配慮した都市環境の整備	①道路照明灯及び防犯灯の整備 (都市整備部、危機管理課)	・犯罪の抑止を図るため、効果的な整備を計画的に実施する。また、防犯カメラ等、犯罪抑止設備の整備を図る。					道路照明灯 LED化の推進 H28以降着手
		②公共施設の駐車場の施設整備や管理運営の強化 (総務部、教育委員会)	・自動車盗難や車上狙いを防止するため、照明等の施設整備や管理運営の強化を図る。					
		③地下式や階層式の立体自転車等駐車場の施設整備 (都市整備部)	・自転車盗や路上への放置自転車の減少と、駅前自転車置き場の景観を良くするために施設整備を図る。	○	○	○	○	
		④自転車等駐車場の管理運営強化 (都市整備部)	・自転車等駐車場に機械式駐輪機や防犯カメラを導入し、利用者の利便性を向上させるとともに、自転車盗の減少を目的とする。					順次、機械式駐輪機・防犯カメラの導入
		⑤公園における樹木等の配置及び剪定 (環境部)	・情報収集体制を強化し、死角をつくらない樹木等の配置、剪定を定期的実施する。					樹木の種類や繁茂状況を確認し適宜対応
		⑥公園における照明灯の整備 (環境部)	・照明灯の適切な整備を行う。					公園照明灯 LED化の推進
		⑦公園内の施設の適正な維持管理 (環境部)	・定期点検を実施し、遊具の破損、落書きの消去、ごみの散乱防止等、施設の適正な配置と維持管理を行う。					遊具点検 業者委託 年1回 職員巡回 年3～4回
		⑧防犯性を考慮した公共建物の整備 (総務部、教育委員会)	・防犯の観点から、死角をつくらない防犯性の高い施設整備を行う。					
		⑨公共施設の防犯に考慮した計画・設計 (教育委員会・都市整備部)	・防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物の整備を行う。					
		⑩市有地及び公共施設の安全な環境保持に向けた適正な維持管理 (財政部、総務部)	・安全な環境を保持するため、雑草の除去、建物の管理など、適正な維持管理を行う。					
		⑪通学通園等に使用している公共施設の定期的な施設点検 (教育委員会、都市整備部)	・死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、定期的な施設点検を実施する。					
		⑫通学通園等に使用している公共施設の適正な整備及び維持管理 (都市整備部)	・定期的な施設点検により、得られた情報を基に、施設の整備及び維持管理を図る。					通学路・通園路要望 対応含む。
	(2) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の推進	①学校等における安全(防犯)対策管理体制の整備 (こども部、教育委員会)	・安全対策についてのマニュアルを活用し、職員研修、児童・生徒の訓練等を行い管理体制の充実を図る。					避難訓練 年2回
		②侵入者に対する防犯警備機器の活用 (こども部、教育委員会)	・防犯カメラ、緊急通報装置等、防犯警備機器を活用する。					
		③学校等における出入口の限定等、管理の徹底 (こども部、教育委員会)	・保、幼、こども園、小・中学校の出入口はできるだけ限定するなど、管理の徹底を図る。					
	(3) 私有地及び建物の適正な維持管理	①適正な維持管理	・安全な環境を保持するため、雑草の除去や不審者の侵入防止等、適正な維持管理をしてもらえるよう周知を図る。					
		②定期的なパトロールの実施	・防犯パトロールの実施時に、不適切な管理状況の私有地がないかの確認を行う。					
		③空き家の適正管理	・不適切な管理状況の空き家等を発見した場合には、家屋等所有者に対し、状況報告や改善要望を行う。					
市民	(1) 私有地及び建物の適正な維持管理	①適正な維持管理	・安全な環境を保持するため、雑草の除去や不審者の侵入防止等、適正な維持管理を図る。					
		②安全点検の実施	・定期的に安全点検を実施する。					
		③空き家の適正管理	・不適切な管理状況の空き家等を発見した場合には、適宜市へ状況報告を行う。	○	○	●	→	
事業者	(1) 私有地及び建物の適正な維持管理	①適正な維持管理	・安全な環境を保持するため、雑草の除去や不審者の侵入防止等、適正な維持管理を図る。					
		②防犯に考慮した施設整備	・ビッキング等に強い鍵の設置や防犯灯、防犯カメラの整備等を行う。					
		③空き家の適正管理	・不適切な管理状況の空き家等を発見した場合には、適宜市へ状況報告を行う。	○	○	●	→	

習志野市安全で安心なまちづくり第1期実施計画
平成27年度～平成30年度

平成27年3月発行

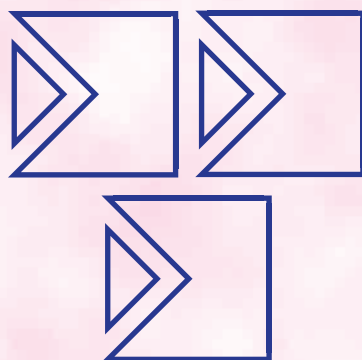
発行 習志野市

編集 企画政策部 危機管理課

〒275-0014

千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号

電話 047 (451) 1151 (代)



習志野市